平成２４年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目　　次

招集告示……1
会　　期……1
応招議員・不応招議員……2

１２月２１日（金）　○議事日程……3
○出席議員・欠席議員……4
○説明のための出席者……4
○事務局職員出席者……4
○開会及び開議の宣告……5
○議長の挨拶……5
○管理者の挨拶……5
○議事日程の報告……5
○日程第１、会議録署名議員の指名……6
○日程第２、会期の決定……6
○日程第３、諸報告……6
○日程について……6
○日程第４、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第８号）……7
○日程第５、埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について（議案第９号）……7
○日程第６、平成２４年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第２号）を定める件（議案第１０号）……7
○日程第７、一般質問……9
○議長の挨拶……１７
○管理者の挨拶……１７
○閉会の宣告……１８

○　招　集　告　示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第１７号

平成２４年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成２４年１１月１６日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者　　石　川　　清

記

１　期　　日　　平成２４年１２月２１日

２　場　　所　　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会　　期

平成２４年１２月２１日　１日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	出	雲	敏	太	郎	議員	２番	松	尾	孝	彦	議員
３番	猪	俣	直	行		議員	４番	藤	野		登	議員
５番	杉	田	恭	之		議員	６番	小	澤		弘	議員
７番	齊	藤	芳	久		議員	８番	石	井		寛	議員
９番	長	谷	川		清	議員	１０番	井	上	勝	司	議員
１１番	大	曽	根	英	明	議員	１２番	吉	岡	茂	樹	議員

不応招議員（なし）

平成２４年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会　第１日

平成２４年１２月２１日（金曜日）

○議事日程（第１号）

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　会期の決定について

日程第　３　諸報告

⑴現金出納検査の結果について（監査報告第４号）

⑵平成２４年度定期監査の結果について（監査報告第５号）

⑶議事説明者について

日程第　４　議案第　８号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第　５　議案第　９号　埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

日程第　６　議案第１０号　平成２４年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第２号）を定める件

日程第　７　一般質問

午前１０時００分開会

出席議員（１２名）

１番	出雲敏太郎	議員		２番	松尾孝彦	議員	
３番	猪俣直行	議員		４番	藤野登	議員	
５番	杉田恭之	議員		６番	小澤弘	議員	
７番	齊藤芳久	議員		８番	石井寛	議員	
９番	長谷川清	議員		１０番	井上勝司	議員	
１１番	大曽根英明	議員		１２番	吉岡茂樹	議員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
監査委員	黒岩正明	会計管理者	市川なお美
事務局長	新井邦男	次長	吉田文夫
副参与	杉田泰明	副参与兼業務課長	新井正美
総務課長	宇津木優明	企画調整課長	森田進一
建設課長	髙山淳	維持管理課長	矢作芳和
維持管理課副課長	千葉峰男		

事務局職員出席者

書記	岡本義徳	書記	菊地征一
書記	勝田恭正		

◎開会及び開議の宣告　（午前１０時００分）

○**藤野　登議長**　現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから平成24年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議長の挨拶

○**藤野　登議長**　開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成24年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件のほか重要議案が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

◇

◎管理者の挨拶

○**藤野　登議長**　管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○**石川　清管理者**　おはようございます。

本年度も第３・四半期を終えようとしておりますが、本組合では汚水中央幹線を初めとする工事の進捗により、なお一層の普及率向上に向け、鋭意努力しているところであります。議員各位におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第２号）を定める件のほか２件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご議決をいただきますよう心からお願い申し上げ、挨拶といたします。

◇

◎議事日程の報告

○**藤野　登議長**　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○**藤野　登議長**　ただいまから本日の議事に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

１２番　　吉　岡　茂　樹　議員

１番　　出　雲　敏太郎　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○**藤野　登議長**　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**藤野　登議長**　ご異議なしと認めます。

よって、平成24年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○**藤野　登議長**　日程第３、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成24年８月分から10月分に係る現金出納検査の結果の報告及び平成24年度定期監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎日程について

○**藤野　登議長**　お諮りいたします。

日程第４、議案第８号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第６、議案第10号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算

（第２号）を定める件までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**藤野　登議長**　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第８号～議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**藤野　登議長**　日程第４、議案第８号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第６、議案第10号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第２号）を定める件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○**石川　清管理者**　ただいま議題となっております議案第８号から議案第10号につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第８号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件でありますが、勤務時間のうちに置くこととされている休息時間を廃止したいので、本案を提出した次第であります。

次に、議案第９号　埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてでありますが、白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出した次第であります。

次に、議案第10号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第２号）を定める件でありますが、歳入歳出それぞれ6,832万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億85万2,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、去る11月16日に東京電力株式会社より、下水汚泥処分に係る２回目の賠償金が組合に入金されたため、その使途について構成市と協議を行い、今後の必要性に備え、前回と同様に下水道整備基金に積み立てることといたしました。また、平成24年度の人事異動に伴い、人件費の一部に不足が生じたこと並びに平成23年度分の消費税の確定申告を行った結果、年度内に支払う納付額に不足が生じたため、所要の措置を行うものであります。歳出に見合う財源につきましては、構成市からの負担金及び平成23年度からの繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**藤野　登議長**　これより各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第４、議案第８号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**藤野　登議長**　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**藤野　登議長**　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**藤野　登議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第９号　埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**藤野　登議長**　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**藤野　登議長**　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**藤野　登議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第10号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第２号）を定める件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**藤野　登議長**　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**藤野　登議長**　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**藤野　登議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎一般質問

○**藤野　登議長**　日程第７、一般質問を行います。

通告者は２人であります。

なお、質問時間については、議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次質問を許します。

最初に、２番、松尾孝彦議員。

○**２番（松尾孝彦議員）**　２番、松尾孝彦です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合の下水道工事における安全対策に関する取り組みについて。下水道工事で工事中の水道管本管を破損したり、宅内の引き込み管を破損する事故が原因で大量の水が漏れる事故が確認されています。坂戸、鶴ヶ島下水道組合の入札請負業者の信頼を損なうような事故に対し、今後の安全対策と再発防止のため、以下の３点について伺います。

１、下水道工事事故の状況について。

２、事故を起こした請負業者への罰則・指導と流失した水の水道料金について。

３、再発防止のための事故業者に対する対応について。

以上、１回目の質問といたします。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　松尾議員さんの一般質問にお答えいたします。

１番の下水道工事事故の状況についてでございますが、近年当組合では、発注した下水道工事における水道管破裂に伴う漏水発生事故は、昨年８件でございます。本年度は６件でございました。漏水事故は、下水道工事において、道路を重機で掘削する際に、埋設されている水道管を誤って損傷させてしまうこと等で発生いたします。漏水事故が発生した場合は、直ちに水道企業団へ報告し、水道管復旧作業をお願いするとともに、水道企業団の指導のもと、断水となる住民へのおわびや説明等の対応を行っております。事故発生の原因といたしましては、水道管管理図の図面では確認されなかった水道管を損傷させてしまう場合や請負業者における確認不足によるものが主な原因となっております。いずれにいたしましても、掘削の際、十分に注意し、施工することは請負業者の責務でありますので、今後とも指導を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、２番でありますが、事故を起こした請負業者への罰則・指導についてでございますが、事故を起こした場合は、その原因を特定し、請負業者から事故報告書を提出させて再発防止の指導を行っております。漏水事故を起こしたことによる直接的な罰則は、当組合として特に規定は設けておりませんが、完成検査評点の減点対象となっておりまして、基準点以下を２年連続して取得すると指名停止の対象となります。

続きまして、流出した水の水道料金についてでございますが、水道企業団へ確認したところ、損傷した水道管を接続させるまでに流出した水量については、正確な算定が不可能であることから、請求はしていませんが、水道管が接続された後に実施する濁り水の排水作業については、水量の計測が可能であることから、その損失水量を修繕費に加算して請求しているとのことでありました。なお、修繕に要した費用に

つきましては、水道企業団が請負業者へ直接請求をし、請負業者が水道企業団へ直接賠償することとなっております。

３番につきまして説明いたします。再発防止のための業者に対する対応についてでございますが、漏水事故が発生しますと、一時断水や水道水の濁りの原因となるなど、近隣住民や水道企業団に多大なご迷惑をおかけすることとなりますので、徹底した再発防止に努める必要があると認識しております。再発防止策といたしましては、請負業者に試験掘りの箇所を増加させるなど事前調査を徹底させるとともに、掘削の際には、機械掘削等は使用せず、手掘り、人力作業による確認作業を徹底させることが重要であると考えております。また、過去の事故を教訓とした指導も重要であると考えております。今後とも事故の重大さを再認識し、下水道工事における必要な安全対策を講じるよう適切な指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上であります。

○藤野　登議長　よろしいですか。

２番、松尾孝彦議員。

○２番（松尾孝彦議員）　２番、松尾です。再質疑させていただきます。

１番の下水道工事事故の状況についてということで、昨年８件でことし６件ということで、主な原因で確認不足とか十分に注意する必要があるという話が今ありましたが、１つ私のほうでちょっと思ったのですが、設計を外注しているのも原因ではないかということも思われているのですが、こういう工事前の試掘作業がちゃんとされていたのかどうか、それについて伺います。

○藤野　登議長　新井事務局長、答弁。

○新井邦男事務局長　お答えいたします。

工事に伴う設計業務委託を外部発注する理由でございますが、下水道は既に他のライフラインが整備済みの市街地へ整備することが多く、工事の設計、積算につきましては、測量業務、埋設物調査、接続家庭への調査などの業務が数多くございます。また、この下水道工事は、自然流下で施工することを基本としているため、道路を深く掘削することが多く、仮設設備及び施工方法の選定などに専門的な知識も必要となっております。このため、当組合といたしましては、民間事業の持つ高度な技術や知識などを活用することで質の向上を図るとともに、業務執行の簡素化や経費の削減が見込まれることから、設計業務を外部に発注して対応している状況でございます。

以上です。

○藤野　登議長　よろしいですか。

２番、松尾孝彦議員。

○２番（松尾孝彦議員）　続きまして、２番ですが、事故を起こした請負業者の罰則・指導と流失、これ漏れた水の水道料金ということについて今答弁いただいたのですが、このような事故というのは不可抗力とは言えない事故ですよね。ですから、他市では、例えば日高市では、こういう業者に対して罰則を設けているということのようですが、こういう他市の状況を見て、どのようなお考えか、お示しください。

○藤野　登議長　新井事務局長、答弁。

○新井邦男事務局長　先ほども申しましたが、特に罰則等はございませんが、他市の状況を見て、また今後

検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

２番、松尾孝彦議員。

○**２番（松尾孝彦議員）**　松尾です。最後３番なのですが、再発防止のための事故業者に対する対応についてということで、再度安全確認ということで今後もされていくということなのですが、同じ業者が繰り返さないためにも、そういう点の再発防止の確認というのを徹底していただきたいと思います。減点の対象ということで話がありましたが、この辺をもっと厳しくするようなことはできるかどうか、それについて伺います。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　今のご質問につきましても、今後検討させていただきたいと考えております。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

〔「了解」の声〕

○**藤野　登議長**　次に、７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　７番、齊藤芳久です。今議会の私の一般質問をさせていただきます。

１番、下水道組合で管理する大谷川雨水幹線の管理について。

（１）、雨水幹線の管理の考え方について。

（２）、整備管理の計画について。

（３）、雨水幹線の現状課題について。

２番目といたしまして、排水機場の運営についてお伺いいたします。

（１）、排水機場の運行状況について。

（２）、維持管理の状況について。

以上、お伺いいたします。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　齊藤議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに、（１）、雨水幹線の管理の考え方についてでございますが、雨水幹線は市街地に降った雨水を速やかに河川などに排除し、浸水を防除することが目的であります。これらの点を阻害されるような事態が生じないように管理しております。

続きまして、（２）の整備管理の計画についてでございますが、年間管理業務内容といたしましては、管理用地の除草は原則年２回、状況により適宜３回行っております。一部水路内と護岸のり面の除草は年１回行っております。また、清掃管理といたしましては、電線のごみの除去等を年４回行っております。なお、今後もこのような、同様な管理業務を行っていく予定であります。

次に、（３）、雨水幹線の現状課題についてでございますが、近年不法投棄やネットフェンスの破損が増加し、対策に苦慮しております。そのため、職員による巡視を週１回程度実施し、護岸や転落防止のネットフェンスに異常がないか、不法投棄物がないかを確認する体制を整えております。また、必要に応じて補修工事等を行い、護岸、河床の保護や安全管理に対処しております。

次に、２の（１）でございますが、排水機場の運行現状についてでございますが、大谷川雨水ポンプ場のポンプの能力は、１秒間に5.25立方メートルのポンプが２台設置され、10.5立方メートルの揚水能力を備えた設備でございます。運転に当たっては、荒川上流河川事務所との協議により、大谷川の水位が基準水位以上及び本線の越辺川から大谷川への逆流が生じた場合、ポンプの運転をすることとなっております。職員が現場にて、荒上と連絡をとり合い、委託業者に指示し、運転を行う体制を整えております。

次に、（２）のポンプ場の維持管理の状況についてでございますが、ポンプ場の運転操作及び保守点検業務を外部に委託しております。なお、保守点検業務を行うことにより、支障なく運転ができるように常に万全を期しております。

以上であります。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　それでは、順次再質問させていただきます。

大谷川雨水幹線並びに支線についても、上流部分に、幹線についてはあれですけれども、支線のほうについては、上流部分において下水道の整備がなされたということで、水の状況も大変よくなりまして、最近においては魚がすむような水の状況になってきているのは、地域の皆さんからの報告もありますし、私も確認しました。ですから、下水道組合で今までやってきた事業の中で、幹線が非常に、水質がよくなってきたということの証明ではないかと思いますけれども、幹線のほうにおいて何点か質問させていただきますけれども、幹線の底の部分の管理用地、いわゆる水路内の草刈りとか、しゅんせつの状況についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

管理用地については、先ほど申し上げたとおり、定期的に業務委託にて除草を行っております。水路内の草刈りにつきましては、作業員の安全確保のため、必要最小限のみ除草を行っております。なお、しゅんせつについては、現在実施しておりませんが、今後状況を見ながら検討してまいりたいと存じております。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　まず、大量に雨が降ったときに、水路内に大きい草があるということと、あとしゅんせつ土が右に行ったり左に行ったりしてたまっている部分があるのですけれども、そういうことにおいて、実際強く流れたときにおいては、そういうものも流れていってしまいますけれども、全体の断面が少なくなるということなのですけれども、そういう時点において、一応大谷川の排水路については、最大の降雨量をどのぐらいに見ているかということでお尋ねしたいと思います。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

降雨強度につきましては、設計において１時間当たり57ミリの降雨量を見込んでおります。

以上であります。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　57ミリということで、さきに戻りまして、草刈りだとかしゅんせつが57ミリの水量に耐えられる状況に管理しなくてはいけないと思うのですけれども、最近各地で集中豪雨、ゲリラ豪雨と称する非常に雨が降っている。いろいろ調べた結果ですけれども、鶴ヶ島地区においては、農業大学校の中に計測地があって、私が住んでいる五味ヶ谷ではすごい降ったとしても、農業大学校の中では雨量ゼロという状況も出ています。そうした中で、昨年がここ10年来一番雨がうんと降ったという。時間当たり38ミリということで、57ミリに関しましては、その差があるわけですけれども、その日は約12時間で200ミリ近い雨が降ったという記録が残っております。そういう点も考えると、ふだんからのしゅんせつ等もいろいろ計画していくことが大事ではないかなというふうに考えると同時に、そこまでの雨でも、橋の欄干の下まで水が来ている状態があります。そういう中で、57ミリの雨量を超えた雨が降った場合の対応というか、想定のものはどのように見ているか、お伺いしたいと思います。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

降雨強度の57ミリを超えた場合との質問でございますが、考えられることは、溢水することが考えられます。

以上です。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　済みません、ちょっとよく聞き取れなかったので、もう一回。

○**藤野　登議長**　新井事務局長。

○**新井邦男事務局長**　溢水、あふれてしまうことが考えられます。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　そういう雨が降らないことを願いたいものですけれども、今後住宅地がどんどんできていき、雨水が、いわゆる基本的には宅地内処理ということになっていますけれども、それをあふれた場合のこともある程度想定していく必要があるのではないかなというふうに感じています。最近、大谷川、いわゆる下水道組合で管理する上流部に、川のところに作業スペースができましたけれども、これはどのような経過で施工されたのか、お伺いしたいと思います。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

ただいまの質問、圏央道沿いの大谷川雨水幹線の最上流部の旧水路との接続部分の堰でよろしいのでしょうか。

〔「はい」の声〕

○**新井邦男事務局長**　雨水幹線最上流部の堰の作業スペースにつきましては、大雨のときの堰板の取り外しが大変危険ということでありましたので、鶴ヶ島市との協議により、安全に配慮した作業スペースが必要

になり、本年７月に工事を行いました。なお、堰の管理につきましては、鶴ヶ島市にお願いしております。

以上でございます。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　ただいまの部分ですけれども、私もたまにはごみとりをしているのですけれども、非常に危険を感じる場所ではあったのですけれども、下水道組合が管理するところか、それともそれ以前の上流の市の道路建設課が管理するかということで、微妙なところの工事だったと思うのですけれども、下水道組合のほうでされたということで、よくなったと感謝している次第でございます。

（２）についてお伺いいたします。非常につまらないことなのですけれども、今のは上流と下流の境なのですけれども、今度お伺いするのは、縦に見て、いわゆる下水道組合が管理している部分と市が道路を管理している部分にコンクリートとコンクリートの隙間が二、三センチできる。そうした中で、その草の勢いが非常に強くて、ガードレールまで全部包んでしまうぐらいの部分があります。そうした中で、その部分の管理についてはどっちが行うのかという。市のほうが行うのか、それとも下水道組合で行うのかという、非常に微妙な点なのですけれども、地域としてはそういう部分が非常に交通の安全上、とりあえずは市のほうにあげているのですけれども、しばらくたつときれいになるという状況があります。その管理の責任ということは言い方はないですけれども、管理の分担はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

水路上部のネットフェンスと道路のガードレールの間の除草につきましては、水路と道路の境界を確認いたしまして、構成市担当課と協議し、組合管理のネットフェンス側、これは水路側になるわけですが、その雑草及びつる草については組合にて行っております。

以上でございます。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　非常に微妙な部分なのですけれども、それが草の力は強いものですから、今後ともずっと管理していかなくてはいけないという部分で、そういうところを、土の部分を埋めていってしまうという方法もあるのかなと。管理費とどっちが費用がかかるのかなという部分がありますけれども、それは市との話し合いの中で、ある程度そういう方法をとっていってもいいのかなと思っております。

それから、（３）の雨水幹線の現状についてですけれども、この管理運営上、市民からの苦情等というものは出ているのか、出ていないのか、お伺いしたいと思います。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

水路の管理課題といたしまして、苦情内容についてでございますが、苦情等の情報が年間約30件ほどあります。その内容につきましては、地域住民の方より、管理用地内の草刈りの時期の問い合わせや構造物に伴うネットフェンスの破損や管理用地のくぼみ等に関する苦情があります。また、住民からの不法投棄

物の発見に関する情報も寄せられます。苦情に関しましては、状況に応じて職員で対応を行う場合もありますが、基本的には業務委託にて対処しているところでございます。

以上であります。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　そういう苦情も鶴ヶ島を通って、それから川越市の部分を通って、また坂戸市に行っているということで、全体的にその30件の出方というのですか、そういうものが結構あると思うのですけれども、そういう苦情に対しての全体の、どこら辺が多いとか少ないとかというのはつまらないことですけれども、ちょっとお伺いしておきたいと思うのですけれども。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

場所まではちょっと……項目によりましては、例えば除草に関して、用地内の除草の時期とかというのは５件ほど、これは23年度なのですが、５件ほどあります。そして、構造物に関しましては３件、それから桜の木の枝の危ないとかという、そういう情報も４件ほどあります。これは坂鶴消防の東分署の桜の木になりますが。それから、害虫駆除について３件、あと不法投棄物がありまして、粗大ごみ、流木とか自転車、古タイヤ、はしご等、そういうものが捨てられているということで６件ほどありました。

以上であります。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　ありがとうございました。

それでは、２番のほうに移りたいと思いますけれども、ポンプ場の運転状況についてお伺いしたいと思いますけれども、ここを稼働した日数とか、そういうものが出ていましたらお願いしたいと思いますけれども。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

雨水排水機場ポンプ場の運転回数でございますが、平成20年３月に竣工して以来、本年度が２回、昨年度も２回、計４回でございます。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　そのときの稼働する判断が、荒川上流事務所と相談してということですけれども、荒川上流事務所は大きい川のほうを見て、鶴ヶ島の下水道組合は土手の、いわゆる外側というのですか、そういうものを見て判断するかと思うのですけれども、これはどっちを優先するかということについてお伺いしたいと思いますけれども、荒川上流事務所はもう水がいっぱいだから出してはだめだと言い、こっちは田んぼの稲が首から下、もうそこまで限界に来ているという、そのときの判断の仕方というものについてお伺いしたいと思います。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　お答えいたします。

ポンプ場の運転条件につきましては、荒川上流河川事務所との荒川水系越辺川・大谷川樋門操作要領により、内水である大谷川の水位が基準水位以上及び本線の越辺川より大谷川への逆流が生じた場合、運転をしております。運転の手順につきましては、職員が現場にて、先ほどの運転条件を満たしているか、大谷川の水位、逆流を確認し、荒上とも連絡を密に行い、運転の必要があるかを判断して行っております。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　私も何度か大雨が降ったときには、いわゆる鶴ヶ島の三ツ木から排水機場ができるところまで車で見て回っているのですけれども、そのときの、いわゆる上流部分が直線であって、特にうちの裏、うちの裏という表現はないのですけれども、すごい勢いで流れていくわけです。それが東坂戸団地のまた水路の中で流れていって、一番末端の田んぼ、稲をつくっているところである程度だんだん冠水していって、稲の首ぐらいまでいったときに、その判断を協議してということですけれども、農家の方は、田んぼの稲が潜ってしまっては大変だということで、早く排水してくれという。荒川上流事務所は、川が浦和のほうでいっぱいになってしまうから、余り流さないでくれという状況が発生すると思うのですけれども、そうしたときの判断というのですか、そこら辺はどうあるべきかということで再度お伺いしたいと思いますけれども。誰が指示をするかという。スイッチを押しなさい、いや、これはこのままとめておきなさいという状況の判断。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　ただいまの質問でありますが、樋門は国の管理でありますので、国の許可を得て、その状況を見て国が判断している、現在は状況でございます。

○**藤野　登議長**　石川管理者、答弁。

○**石川　清管理者**　逆流についてなのですが、越辺川が相当水が出ますよね。そうすると、大谷川から行くと全く受け入れてくれない。そういうときは、逆流というのは物すごいのです。見たことない人には全くわからない。だから、そのときはかい出します。それでも足らないときは、荒上に言って、本当はここのところあと２基つけなくてはいけないのですけれども、今まだ２基しかついていない。合計４基。それで、もう最悪は、ポンプを借りてきてもやるようにする。だから、ある程度までは大丈夫ですから、本線も。かい出すほうが重要だと思います。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　外部に委託して排水ポンプを使ってホースで出しているという場面は何度か見ている状況がありますけれども、本当に多いときはもう土手の上から向こうを見たときに、たまげるぐらいの水量になっているという現状があって、そうしたときにはもう排水機能はだめになってしまうのではないかなというふうには感じていますけれども、雨がうんと降らないことを祈りたいですけれども、最近のゲリラ豪雨に関しては、今までは山間部とかで多く降ると言っていたのが平野部でどんどん降っているということがあるので、ある程度そういうことの想定外の範囲も想定しなくてはいけないのではないかなということで今回の質問の大きいところなのですけれども、逆に排水を、雨が降らないで排水をしていない

時期に関しまして、どのような、運転の訓練というのですか、試運転をしているのか。うんと降るときは結構それなりに動かせばいいのですけれども、もう乾季で全然雨が降らない場合、突如として降ったときにちゃんと動かせる準備ができているのか。当然できていると思いますけれども、その試運転の内容についてちょっとお伺いしたいと。

○**藤野　登議長**　新井事務局長、答弁。

○**新井邦男事務局長**　ただいまの質問にお答えいたします。

通常管理の内容といたしましては、ポンプ場の機能確認のため、毎年６月に管理運転を行っております。これは大谷川樋門を閉じまして、内水である大谷川の水位を上昇させ、ポンプを試運転し、機能を確認するとともに、メーカーによるポンプの年次点検も行っております。また、ポンプ場の巡視、設備の保守点検と樋門１門の点検を行っておるところでございます。

以上であります。

○**藤野　登議長**　よろしいですか。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　今の一連の質問の中で、鶴ヶ島から坂戸へ水が流れている状況があります。そうした中で、あふれてしまったら、鶴ヶ島の水も十分その中に入っているわけですから、大谷川全体の中で、そういう上流部においてもいろいろ管理、下のことを考えていろいろ整備していかなくてはいけないのではないかというふうには考えております。どういう状況が来ても対応できるように管理をお願いしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○**藤野　登議長**　以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長の挨拶

○**藤野　登議長**　以上をもちまして、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆様にご協力いただきまして、スムーズのうちに閉会させていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

なお、時節柄これから忙しくなるかと思いますが、また風邪等もはやっておりますので、くれぐれもご自愛いただきまして、年末年始等を過ごしていただきますようお願い申し上げまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

◇

◎管理者の挨拶

○**藤野　登議長**　管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○**石川　清管理者**　速やかなるご議決を賜りましてありがとうございます。

寒さも非常に厳しくなっております。皆様方にはお体に十分ご留意をいただき、来年度がすばらしい年になりますようご祈念いたしまして、挨拶といたします。

ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告　（午前１０時４５分）

○**藤野　登議長**　これをもちまして、平成24年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２４年　　月　　日

議　　長　　藤　　野　　登

署　名　議　員　　吉　　岡　　茂　　樹

署　名　議　員　　出　　雲　　敏　太　郎